

— 中小企業経営強化税制 —

製品の購入において一定の条件を満たした場合に税制上の優遇措置が受けられる制度です！

● **法人税の優遇措置** → 即時償却(全額損金可能)又は所得価格の10%の税額控除
※ 即時償却は今年半分、翌年半分とすることも可能です

※ 法人税について、即時償却または取得価額の10%の税額控除が選択適用できます(税理士さんにご相談の上、お決め頂く必要があります)

適用期間 2017年4月1日 ~ 2027年3月31日

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



対象のグッドマン製品



ゾーンスキャンNB-IoT



アクアスキャン620L



ハイドロレーザーHT-67



ハンター TG

● 対象製品の証明書発行について ——— 証明書の発行はグッドマンへお申し込みが必要です(有料) ———

中小企業経営強化税制の生産性向上設備・固定資産税の軽減措置の対象設備を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、工業会等による対象製品の証明書を取得する必要があります。

※ 証明書は申請してから発行されるまで約2~3週間かかりますのであらかじめご了承ください

税制措置・金融支援活用についての詳細はこちらのURLからご確認をお願い致します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
(★中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)



https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf
(★中小企業庁HP・金融支援活用の手引き)



デモ機でお試しいただけます

ご質問・お問合せはお気軽にご連絡を！

総販売元
株式会社 **グッドマン**
☎ 0120-26-5527

探索機のグッドマン

検索

<http://www.goodman-inc.co.jp>
仕様につきましては、予告なく変更する場合がございます

